

## 地震から命を守るために 無料で家具を固定します

危機管理課  
055-934-4803

地震から命を守るために、高齢者のみの世帯や障害のある人のいる世帯、母子家庭世帯などを対象に、家具の固定作業を無料で実施しています。

### ◆対象となる世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯  
(同一世帯に18歳未満の人がいる場合も可)
- ② 次の人を含む世帯
  - ・身体障害者手帳の交付を受けている人
  - ・療育手帳の交付を受けている人
  - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
  - ・障害厚生年金・障害基礎年金の受給権がある人
  - ・要介護・要支援の認定を受けている人
  - ・特定医療費受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている人
- ③ 母親及び満18歳未満の子のみの世帯  
(同一世帯に65歳以上の人気がいる場合も可)



### 我が家の防災対策をチェック!

- 地震・津波ハザードマップで地域の被害想定を確認していますか?
- 非常にドアの開閉ができるよう、部屋の出入口に家具など物を置いたりしていませんか?
- 非常時持ち出し品や災害備蓄品の準備をしていますか?  
※7日分の水や食料を備蓄しましょう。

危機管理課  
055-934-4803

市民相談センター・消費生活センターでは、市民の皆さんに抱える困りごとの解決をお手伝いするために、市政・一般相談や消費者トラブルの相談、専門家による法律相談等、様々な相談に応じています。

### ■市民相談センター・消費生活センターの各種相談 ところ：市役所2階

相談の種類	と き	内 容
市政・一般相談	月～金曜日、8時30分～17時15分	個人の生活上に生じた問題についての相談や市への要望・意見など
消費生活相談		契約問題や悪質商法に関する相談など 消費生活全般 ○消費生活センター ☎ 055-934-4841
以下の専門家による相談は予約が必要です。○市民相談センター ☎ 055-934-4700		
人権・法律相談	毎月第1・3水曜日、10時～15時	人権問題や法律問題全般
戸田地区人権相談 ※くるら戸田で実施	10・12・3月の第2水曜日、10時～15時	人権問題全般
建築相談	毎月第2火曜日、13時～16時	建築関係全般
行政相談	毎月第2・4水曜日、10時～15時	国・県・市などの行政サービス等に関する要望や苦情など
戸田地区行政相談 ※くるら戸田で実施	毎月第2水曜日(1・8月を除く)、10時～12時	国・県・市などの行政サービス等に関する要望や苦情など
弁護士による多重債務相談	毎週金曜日、13時～17時	債務整理(自己破産、過払い金返還請求等)、消費契約問題、金銭トラブルなど
司法書士相談	毎月第3火曜日(8月を除く)、13時～16時	相続、遺言、贈与、不動産登記、成年後見など
不動産に関する相談	毎月第1木曜日(1・5月を除く)、13時～16時	借家、アパート等の賃貸借(敷金返還、修繕費用等)、不動産売買など

広報広聴課  
(市民相談センター・消費生活センター)  
055-934-4700

地震による家屋やブロック塀の倒壊から命を守り、津波から早く逃げるための避難路を確保するためにも、住宅の耐震補強や危険なブロック塀の改善をしましょう。

## 木造住宅の耐震化

### ・対 象

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震化  
(着工前に補助金の申請が必要です)

※詳細は、お問い合わせ下さい。  
○まちづくり指導課  
☎ 055-934-4762



### 耐震診断

市の派遣する専門家が、無料で耐震診断を実施します。

### 補強計画の作成

補強計画の作成費用を最大96,000円補助します。(65歳以上の高齢者のみが居住する住宅等は最大144,000円です)

### 耐震補強工事

耐震補強工事の実施費用を最大50万円補助します。(65歳以上の高齢者のみが居住する住宅等は最大70万円です)

## ブロック塀の撤去・改善

### ・対 象

倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀(道路境界に面し、基礎を除く高さ60cmを超えるものに限る)等の撤去、または撤去し防災上安全な塀や生垣への造り替え  
(着工前に補助金の申請が必要です)

※詳細は、お問い合わせ下さい。  
○危機管理課 ☎ 055-934-4758



### ・補助率等

対 象	補助率	内 容	
		一 般	改 善
撤 去	50%	工事費と「8,900円/m×長さ」を比較して安い額の2分の1かつ上限10万円	
	100%	工事費と「32,000円/m×長さ」を比較して安い額の2分の1かつ上限25万円	
改 善	50%	工事費と「38,400円/m×長さ」を比較して安い額の2分の1かつ上限25万円	
	100%	安全な塀へ改善 工事費と「38,400円/m×長さ」を比較して安い額 生垣へ改善 工事費と「24,000円/m×長さ」を比較して安い額	

※津波避難路とは、第三・静浦・内浦・西浦・戸田地区において、沼津市地域防災計画で定められた津波避難路のことを指します。

# 安全で安心な住まいづくりに 補助制度をご利用下さい

お問い合わせは  
各電話番号へ